

小学校音楽科教育の変遷と展望

奥 田 昌 代

要 旨

平成 18 年の教育基本法改正を踏まえ、平成 20 年に新学習指導要領が告示され平成 23 年度より全面実施となった。今回の学習指導要領はそれまでのゆとり教育、学力低下等問題の反省を踏まえて作成されたものである。その元に行われている音楽科教育の今を考える時、まず学校音楽教育の歴史を辿りその変遷を理解しなければならない。そのうえで、新学習指導要領に則った教育課程のこの 2 年間の取り組みを、大阪市立小学校教育研究会音楽部研究の報告書を通してみていく。大阪市の現場の実践は多岐にわたり、また非常に充実したものである。すべての項目について分析することは困難であるので、今回改訂された部分についての現状に着目し分析を試み、今後の課題について考察する。

キーワード：学校音楽教育の歴史、学習指導要領、音楽科、小学校音楽科教育、

1. はじめに

平成 18 年に約 60 年ぶりに教育基本法が改正された。理念における主な変更は「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」「未来を切り拓く教育」とうたわれた点である。

その基本理念のもと平成 20 年 3 月 28 日に新学習指導要領が告示される。総則における改訂のポイントはコンプライアンスの流れから教育基本法、学校教育法等に従って教育課程を編成することを明確化し、知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定したことである。

その告示を受け教科書の編集検定を経て

平成 23 年度から新学習指導要領によるカリキュラムの全面実施となった。それから 2 年が経ち小学校教育現場においては様々な実践や研究会等が重ねられ、一定の成果と課題が明らかになる時期にさしかかっている。

それらの現代的課題は今回の新学習指導要領による教育課程からのみ生まれたのではなく、これまでの音楽教育の歴史的連続性の中から発生したものである。そこで、本論ではまず日本の音楽科教育の変遷を概観し、その上で最前線に位置する現在の状況を地元大阪市の現場教育の取り組みを通して、今後の課題と展望について考えてみたい。

2. 小学校音楽科の変遷

日本の小学校音楽教育が唱歌教育から始ま

ったのは明治5年に「学制」が公布された時である。その時は教材もなく教えることのできる教師もほとんどいなかったため、「当分のヲ欠く」とされた。その後明治12年に東京音楽学校（現東京芸術大学音楽学部）が設立されてようやく音楽教育実施に向けての研究が本格化してゆく。外国から音楽教育家を招き唱歌集を作り指導法も研究されていくが、全国の小学校で「唱歌科」として必修となったのは実に54年後の大正15年4月からである。非常に長い期間を要したと感じられるが、その間に今も歌い継がれている優れた唱歌、童謡が多数作曲、編曲されたのである。

昭和16年に国民学校令が公布され、それまでの唱歌科から「芸術科・音楽」となり大正時代に発展してきた器楽や鑑賞も含んだ内容となった。鑑賞用のレコードが発売されたりしたが、機材や楽器、教師の力量の問題から実態はそれまでの唱歌科と変わりとはなかったようである。また時局柄国歌発揚の道具とされた側面はあるが、戦後の「音楽科」の原型が形作られたことは間違いない。

昭和22年、新しい教育体制のもと、試案

としてではあるが学習指導要領音楽科編が発行された。それが第1次であり、第2次が昭和26年であるが、それ以降は約10年に1回のペースで改訂が重ねられ今日に至っている。その理念、領域、読譜・楽典等の変遷については表1のとおりである。

第1次の試案が出された昭和22年当時の教育現場は価値観においても体制においても混乱の中にあつたので、その試案は「一つの手引き」として作成された。それには作曲家の諸井三郎があつたので芸術家としての発想から、高邁な内容となっている。第1章の音楽教育の目標の中に「音楽は本来芸術であるから、目的であつて手段となり得るものではない。」と明記し、芸術としての音楽を追求することを教科の目的としている。勢い音楽の専門教育の学習プロセスを踏襲する指導内容となっており、「楽譜を読む力及び書く力を養う」という項目も掲げられている。聴唱や視唱において第1学年から変ロ長調までの各種の長調が読譜の対象となり、その後短調も含む他の調へと拡大していく。第3学年ではすでに「記譜力についての考査を行うこと」

表1 小学校音楽科学習指導要領の変遷									
目 標 概 念					領 域		読 譜 関 係		備 考
							() 調の数	() 楽典個数	
昭和22年 第1次	●豊かな 人間性		●音楽美の 理解・感得	●高い美的 情操	唱歌、器楽、創作、鑑賞		(6)		
							記譜の考査を行う		
昭和26年 第2次	●音楽経験を 通じて	●円満な人格 の発達	●好ましい 社会人とし ての教養	●深い美的 情操	歌唱、 創作的表現、 リズム反応		(7)	(5 3)	
							写譜、記譜		
昭和33年 第3次	●音楽経験を 豊かに		●音楽的感覚	●美的情操	表現（歌唱） （器楽）（創作）		(7)	(4 6)	共通教材設定
昭和43年 第4次		●創造性	●音楽性	●情操	基礎、歌唱 器楽、創作		(6)	(5 3)	
昭和52年 第5次	●表現及び 鑑賞の活 動を通して	●音楽を愛好 する心情		●豊かな情操	表現		(4)	(3 5)	
平成元年 第6次		●音楽に対 する感性	●音楽性の 基礎				(4)	(3 6)	つくって表現する。 目標が2学年ま とめて示される。
平成10年 第7次			●音楽活動の 基礎的能力				(2)	(3 0)	共通教材は歌唱のみ。 目標・内容が2学 年とめて示される。
平成20年 第8次					表現（歌唱、器楽、 音楽づくり）		(2)	(3 6)	共通事項の設定
							つくった音楽の記譜の仕方について 必要に応じて指導する		

と決めるなど、音楽理論的な基礎能力の育成を重要課題としている。領域は「唱歌」「器楽」「創作」「鑑賞」の4つに分けられ、「鑑賞」のみ今日まで一つの領域として受け継がれていくことになる。

第2次はその4年後の昭和26年に再び試案として出されたが、目標において「音楽経験を通じて・・・好ましい社会人としての教養を高める」とされ、音楽による人格形成を図るという方向性はその後文言を変えながらも今日に引き継がれている。領域は「唱歌」→「歌唱」となり、「創作」が「創作的表現」と「リズム反応」に分けられ5領域となる。そのまえがきで「音楽学習は、音楽にとって最も重要な要素であるリズムの体得が根本である・・・」とうたわれており、リズムに関する項目が一つの領域として独立した。一つの領域として規定されたのはこの時の指導要領においてのみであるが、創成期にリズムの体得が強調されたことはその後の音楽教育に大きな影響を与えていることは言うまでもない。音楽の基礎知識の習得に関しては第1次より聴唱や視唱において扱う調の数は同じであるがこれに日本の音階が加わることとなる。6年間で学ぶべき音符や音楽記号の数も53個となり、写譜や記譜についても指定する内容となっている。

昭和33年の第3次学習指導要領からは告示となり法的拘束力をもつものとなる。「表現（歌唱）（器楽）（創作）」となり、領域としては「表現」と「鑑賞」の2つとなった。また必ず学ぶべき「共通教材」が設定されたことが大きな変革といえよう。やはりここでも読譜や記譜の能力育成に関することが各学年ごとに段階を追って記されており、第3学年から記譜を始めその後旋律を作って楽譜を作るという活動も取り入れることになっている。この時期は公立高等学校の入試問題に音楽科も必修として含まれていたこともあり、授業の中で音楽理論等の学びが学習として成り立

っていた時期であるといえる。

第4次の告示は昭和43年である。この時の改訂の大きな特徴は、領域が「基礎」「歌唱」「器楽」「創作」「鑑賞」の5領域になり、「基礎」が一つの領域として取り上げられた点である。目標では初めて「音楽性」という言葉が使われ「音楽性を培い、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う」ためには音楽的基礎が重要であるとした。「聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める」と明記している。系統的な指導が目指されたのである。取り扱う旋律の種類は「フラットおよびシャープ1つずつまでの調号の計6種類の長調、短調と日本旋法の旋律」となり、扱う楽典等の個数は大幅に増加した。音楽理論的観点からは、この第4次の内容が音楽科教育史の中でも最も高水準のものとなっている。

この間、音楽的基礎知識の学習は教室という枠の中で均一的に指導し易いことから、音楽の授業が知識偏重に陥りがちになり、学校音楽批判が音楽家や評論家からあがるようになってきた。「音楽は好きだけれども、音楽の授業は嫌い」という子どもたちを増やしているという批判が音楽界で上がってきたのである。また、昭和37年に来日して衝撃を与えたドイツのカール・オルフの楽譜を必要としない即興的な表現法や、ハンガリーのコダーイ・システムなども既成の教育システムに揺さぶりをかけた。

ゆとりの教育が標榜された昭和52年の第5次改訂においては領域も「表現」「鑑賞」の2つに大きく分けられることになり、具体的な内容も削減されて学校や教師の創意工夫ができるような幅を持たせた内容となった。読譜関係の内容も大幅に削減され、写譜や記譜に関する記述はなくなる。

平成元年の第6次改訂は「社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成」が目標とされた。音楽科の主な変更点は、それまで各

学年ごとになっていた目標が2学年ずつまとめて示されるようになった点と、全学年で「つくって表現する」という言葉が記されている点である。総則でうたわれた「自ら対応できる」という目標を、音楽科としてはこのような言葉で表したのである。この「つくって表現する」という項目についてはイギリスのペインターやカナダのシェーファーらの思想が影響を与えたと言われている。読譜関係については前回の第5次とほぼ同じであるが、「創作において記譜の方法をいろいろ工夫させることが大切」と書かれており、五線譜に限らず柔軟に考えて工夫することが求められている。益々従来の記譜は行われなくなっていく。また学校現場が校内暴力や不登校、学級崩壊などで社会問題化してくる時期であり、落ち着いた読譜指導などは望むべくもない状態の学級が多く存在したこともまた事実であった。

平成10年に第7次学習指導要領の告示がなされる。完全学校週5日制が実施されることにより各教科内容を削減し、生じた「ゆとり」の中で自ら学び考える「生きる力」の育成を目指したものである。音楽科における主な削減は、共通教材が歌唱のみになったことと、前回から目標のみが2学年まとめて示されるようになっていたが、第7次では目標・内容ともに2学年ずつまとめて記述されることになった。視唱や視奏において扱われる調はさらに削減され、ハ長調とイ短調の2つのみになったことは大きい。目標概念においては、「音楽性」という曖昧な記述はなくなり、「音楽活動の基礎的な能力を培う」という表現に変更し第8次でもこの目標の全文が踏襲されることとなる。生涯学習社会を生き抜く力を身につけるためにも基礎的な能力が重要であるという理念が文言に顕われている。

筆者は初等教育の教育課程を持つ短期大学において音楽指導に携わってきたが、入学してくる学生の音楽理論的基礎能力が学習指導要領の変遷とともに変化してきたことを実

感する。平成元年頃までは楽譜を読めない学生は1学年約150名中数名しか居なかったが、その後急激に読譜・記譜能力が衰えていった。伴奏付け指導においても「理論から導入するよりコードによる伴奏付けに慣れることから始める指導手順の方が技能習熟度は勝っている」¹との調査結果が出たように、学校音楽しか経験していない学生の音楽理論的基礎能力の低下が著しくなっていた。数年前から調についての話をするとき全くイメージが湧かない様子で反応が格段に鈍くなったと感じていたが、小学校時代にハ長調とイ短調しか読譜したことのない世代が入学してきていることを理解しておかなければならない。中学校学習指導要領では読譜は指導内容には含まれず指導上の配慮事項でしかないのが、現実的には小学生時の調号の無い曲の読譜経験しか持たない学生が大多数になってきたのである。反面、楽譜は読めないのにソナチネ程度の曲なら2回ほど聴いただけで、実にみごとに再現して弾くことのできる学生が増えてきている。楽譜には頼らない、音に敏感で正確に記憶できる能力が備わった学生が増加しているのである。また、かつてよく聞かれた「学校の音楽はおもしろくない」との声は影を潜め、ハーモニーを楽しんだり和太鼓にエネルギーをぶつけたりと、豊かで幅広い音楽経験を持つ学生が増えている。

最近では「楽譜は読めない」と公言する小学校の新任教师も増えていると聞くが、教員養成校における音楽教育においては音楽を再現して指導する能力が必要とされるので、理論的基礎能力の低下の問題は大きい。しかしながら、「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てる」という目標、創作においては五線譜に限らないという自由な発想による音楽のとらえ方等の学習指導要領の改訂の目的は達成していると思われる。

平成20年告示の第8次は、「ゆとり」が強調されたために学習内容・量ともに減少し学

力低下が叫ばれるようになった第7次の反省を受けて改訂された。音楽科に関しては成果を上げてきた目標概念は前回のまま踏襲しているが、領域は「表現」の中身を歌唱、器楽、音楽づくりの3つに分け内容を明確化した。基礎的能力育成をすべての部門で行うよう「共通事項」として位置づけたことは大きい。楽典関係の指導すべき個数が6個増加したことも改訂の特徴であるが、そのほとんどは付点音符に関するものである。幼稚園での「おかたづけ」「おべんとう」「おかえりのうた」はすべてスキップのリズムであるし、園歌もスキップのリズムをベースとしていることが多い。幼稚園児にとってはスキップが最も身近なリズムであるといえる。今回の改訂で「幼稚園教育との関連を考慮すること。」との文言が加えられているが、音楽的なつながりで指導を進めることを考えた時、今回スキップの音形が加えられた意味は大きい。

〔共通事項〕として、「表現」及び「鑑賞」の指導を通して、音楽を形づくっている諸要素（音色、リズム、速度、旋律、強弱、拍の流れやフレーズなど）や音楽の仕組みを聴き取り、よさや面白さ、美しさを感じ取ることと、音符、休符、記号や用語について音楽活動を通じて理解することとしている。すべての活動において共通に必要な能力として定められたことで音楽理論的基礎能力の向上が期待される。また共通教材の必ず学習すべき曲数も増加した。前回の第7次の指導要領の方針が「自ら学び自ら考える力の育成」であったのが、今回は「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ・・・」となったことから各教科でその充実が図られた結果である。

3. 教育現場の取り組み

本学は大阪市城東区に位置する教員養成校であり、大阪市内の小学校に勤務する卒業生も多い。その関係から大阪市小学校音楽の教

育研究について資料を得ることができた。大阪市24区299校の小学校からなる、大阪市教育委員会主催の平成24年度「教育支援事業」「グループ提案型研究」の中の音楽部会の研究発表である。

平成23年度から新学習指導要領による教育が全面実施となり、平成24年度と2年間の取り組みが平成25年2月8日に研究発表会で共有された。

実践についてその取り組みが詳細に発表されたが、簡単にまとめると表2のようになる。大阪市立小学校には基本的には音楽専科の教員は配置しないことになっているので、学級担任が取り組んだ教育実践であるが、統一主題である「変化する社会を主体的に生きる子どもの教育」、音楽部研究主題「喜びと充実を感じる音楽学習」を実現するための多岐にわたる、また音楽的にも高度な取り組みが為されていることがわかる。

実践を細かくみていくと、学習指導要領の目標、内容のすべてが具現化されたものとなっていることがわかるが、ここでは特に第8次で改訂された内容に着目して分析する。

まず、**第1学年及び第2学年**の変更点は目標の（1）が、「楽しく音楽にかかわり、」という表現になったことであるが、歌唱部会の1年「きらきらぼし」の実践では音あそびから導入しトライアングルの響きに変化をつけるなど楽しむことから入っている。器楽部会の1年ボイスアンサンブル、ボディパーカッションに挑戦しよう、という取り組みも声や全身を使った楽しめる内容となっている。

目標の（3）「様々な音楽に親しむようにし、」という変更点については、器楽部会2年の取り組みでは実際にポルカステップを踏んだりリズムを口ずさむことから始めたりするなど親しむための工夫が凝らされている。また音楽づくり部会の1年「いろいろなおとにしたしもう」では楽器一つひとつの音に集中することから始め、音→音楽に親しむよう

表2 大阪市小学校教育研究会 第28回総合研究発表会 音楽部研究	
2013年2月8日開催 於:大阪市立大淀小学校	
大阪市小学校教育研究会統一主題:「変化する社会を主体的に生きる子どもの教育を創造する」	
音楽部研究主題:「喜びと充実を感じる音楽学習をめざして ～究める研究から育てる研究へ～」	
歌唱部会	テーマ 歌唱の楽しさや美しさを感じて～柔らかな歌声と歌詞の語感を大切に活動～
視点1	基礎的・基本的な能力を着実に育てる指導法の研究を行う。
実践例	1年: いろいろなおとにしたしもう「きらきらぼし」
	3年: 音の重なりを感じとろう「あの雲のように」
	4年: 気持ちを合わせて歌おう「歌のにじ」
	6年: 音楽に思いを込めよう「ふるさと」
視点2	共通事項と曲想との関わりを意図した創造的な音楽活動を充実させ、生涯を通して音楽を愛好する心情を養う。
実践例	4年: 音楽を楽しもう「歌のにじ」「子どもの世界」「エーデルワイス」「ハロー・シャイニングブルー」「道」等
	4年: 音楽で物語を表現しよう「ごんぎつね」
	5年: 歌で思いを伝えよう「しあわせを運べるように」被災地の人に向けたメッセージ
	5年: 歌詞の内容と曲想を生かした表現を工夫しよう「旅立ち」
	6年: 英語の曲で合唱しよう「カントリーロード」
器楽部会	テーマ 心に響く器楽奏の素晴らしさを共に感じて～拍・リズム・響きを大切に活動～
視点1	音楽の基礎的・基本的な能力が楽しみながら身につく指導法および個と集団を生かした学習活動を工夫する。
実践例	1年: ボイスアンサンブルとボディパーカッションに挑戦しよう
	「みんなでおいおい50しゅうねん～みんなで楽しいパン祭りをテーマに～」
	2年: はくのにってリズムをうとう「この空とぼう」「山のボルカ」
	3年: リコーダーの響きを楽しもう「2001年」「ブラックホール」～笛星人～
	3年: 音の重なりを感じとろう「あの雲のように」(歌唱とリコーダー)
	3年: リコーダーを中心に色々な楽器を使って合奏しよう「ルパン三世のテーマ」
	4年: 楽譜を読もう「とんぴ」(歌唱、リコーダー、鉄琴等)
	5年: 音楽で物語を表現しよう「月夜のみみずく」(ソプラノ、アルトリコーダーと朗読の音楽物語)
	6年: いろいろなひびきを味わおう「ラバースコンチェルト」
視点2	多様な音楽に触れ、様々な音楽活動を通して、音楽を愛好する心情を養う。
実践例	5年: 日本と世界の音楽に親しもう「ZOKU 2 0 1 2」～90人で演奏するサルムノリと和太鼓のコラボレーション～
	5年: 日本の音楽に親しもう「さくらさくら」～文化祭にチャレンジ～
	5年: 日本の音楽に親しもう「ソーラン節」
	6年: 日本と世界の音楽に親しもう「シングシングシング」
	6年: 子どもの思いを伝える音楽活動「錨をあげて」「ザロンゲストマーチ」「花」「聖者の行進」
	「大脱走マーチ」「ロトのテーマ(アイダより)」「グランドマーチ」「小さな世界」(マーチング)
音楽づくり部会	テーマ つくる喜びと充実を感じて～自分の思いを大切に活動～
視点1	各領域と共通事項の認識をリンクさせた指導展開及び音楽の楽しさや美しさを共感できる指導方法を工夫する。
実践例	1年: いろいろなおとにしたしもう(音色に気をつけて楽器演奏、音色を生かした音楽遊び)
	3年: はくのながれにのろう(おはやしのせんりつをつくる)
	4年: 音楽でにじをかけよう!(リズムパターンに自分の思いに合ったせんりつをつくる)
	4年: 動物リズムランドで遊ぼう(動物のイメージにあった16小節のリズムをつくる)
	5年: 循環コードから音楽をつくろう
視点2	共通事項と曲想との関わりを意図した創造的な音楽活動を充実させ、生涯を通して音楽を愛好する心情を養う。
実践例	2年: はくのながれにのって歌ったりリズムをうったりしよう
	5年: 旋律づくり「鳥になって」
	5年: いろいろなひびきを味わいながら、曲に合うリズムをつくろう
	6年: ラップをつくろう
鑑賞部会	テーマ 心に響く音楽の味わいをめざして～特徴づける曲想と聴く要素の感得を大切に活動～
視点1	鑑賞活動と共通事項の認識をリンクさせ、音楽のもつ楽しさや美しさを個と集団の深まりの中で共感しあう指導方法を追求する。
実践例	2年: はくのながれにのってリズムをかんじとろう ベートーベン作曲「トルコ行進曲」
	3年: 音の重なりをかんじとろう ビゼー作曲「アルルの女」第1組曲から「かね」
	4年: せんりつのとくちょうを感じ取ろう ハチャトウリアン作曲「つるぎのまい」、サン＝サーンス作曲「白鳥」
	5年: 曲想を味わおう「だれかが口笛ふいた」「ハンガリー舞曲第5番」
	6年: 変奏曲形式を感じながら味わおう モーツァルト作曲「きらきら星変奏曲」
視点2	時空を越えた文化としての音楽の価値にふれ、様々な音楽素材の活用を通して、心に響く豊かな体験活動を工夫する。
実践例	5年: 音色を感じて日本の音楽を味わおう 宮城道雄作曲「春の海」

な実践がされている。また2年「はくのながれにのって、歌ったりリズムをうったりしよう」では日本のお祭りの掛け声や太鼓、笛の音を感じ取り創作している。

目標(3)の後半「基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにする。」と、内容において「鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くこと。」

が変更点である。これについては鑑賞部会の2年「トルコ行進曲」の鑑賞の実践では、既習曲において2拍子と3拍子のリズム打ちから入り主旋律を口ずさんで親しみ、挿絵を見て情景を想像しながら聴いている。また感じたことをワークシートに書き意見交換するなど、新学習指導要領の変更点にすべて対応した指導を行っている。

新しく設定された共通事項についても、歌唱部会の実践ではスタカート・レガート、強弱、速度、器楽部会の実践では4分音符、8分音符、16分音符、音楽づくり部会の実践ではリズムフレーズや強弱について、鑑賞部会の実践においても拍の流れや反復、問いと答えなどについての学習を盛り込んでいる。

第3学年及び第4学年の新指導要領の変更点は、第1学年及び第2学年の変更点とほぼ同じである。目標の(3)「様々な音楽に親しむようにし、」という変更点については、歌唱部会の4年の実践では諸外国の歌を学習し、器楽部会3年の実践ではアニメの曲に取り組むなどしている。

目標(3)の後半「基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする。」と、内容において「鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合

いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴くこと。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くこと。」

が変更点である。これについては鑑賞部会の3年4年の取り組みですべてが実践されている。3年の取り組みでは旋律の重なりや強弱に気づき図形譜に表すことで旋律の流れや構成を理解し、4年の取り組みでは、二つの曲を聴き比べることによって特徴やおもしろさを味わい、紹介文を作るという言語活動も充実させている。

共通項目についても、歌唱部会の3年の実践ではレガートと楽曲分析、器楽部会の3年の取り組みでは楽譜を読む指導、階名唱、4年でも読譜が実践されている。音楽づくり部会においても3年の実践においてはリズム、旋律、拍の流れについて、4年では旋律、音色、反復、リズム、拍の流れについて学習している。鑑賞部会の3年の実践では、音の重なり、強弱、変化などやより細かい特徴や味わいを感じとるような取り組み、4年では音の動き・リズム・速さ・強弱に気づかせるような実践になっている。

第5学年及び第6学年の変更点、目標の(3)「様々な音楽に親しむようにし、」については、歌唱部会の5年6年の日本の名曲から英語の曲までの取り組み、器楽部会の視点2の5年では韓国朝鮮の独特のリズムの学習、日本楽器の文化箏演奏等にみられる。6年ではマーチングの取り組みで各国各種の曲が学習されている。音楽づくり部会の6年ではラップづくりに挑戦している。

目標(3)の後半「基礎的な鑑賞の能力を高め、音楽を味わって聴くようにする。」と、内容において「鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこ

と。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。」

が変更点である。第1学年及び第2学年からコンセプトは同じであるが、気をつけて→理解して、気付く→理解する、というように高学年になるに従ってより高度な要求になっている。

鑑賞部会の5年の実践では、ワークシートを活用して音楽の諸要素を感じ取り言葉で表現して共有する、また尺八の生の演奏を聴いてその味わいを文章にして交流するなど上記の変更点が網羅された取り組みとなっている。6年の取り組みにおいても図形楽譜を作成して話し合い、変奏曲の構造やよさを理解する実践を行っている。

共通事項については、歌唱部会の取り組みでは音楽の諸要素を分析し楽曲のよさや美しさ、作詞者や作曲者の意図を探究して理解を深める実践が行われている。器楽部会においては第4学年までの基礎の上にたって高度な合奏を行うことによって読譜能力を高めている。音楽づくり部会の実践においては、5年で循環コードの理解から音符、休符、旋律、リズム、音の重なり、変化、音色、6年ではラップをつくることで拍の流れ、反復といったことも指導している。5年の実践ではグループでつくった旋律をパソコンで再現し聴かせることでより達成感をあげている。鑑賞部会では長調、短調の理解や楽曲の構成もより意識させる取り組みをしている。

「指導計画の作成と内容の取扱い」においてもいくつかの改訂がある。「他教科との連携」という点では、歌唱部会の4年の取り組み「ごんぎつね」では国語科の教材から合唱劇に発展させている。「道德教育の目標に基づき、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。」という点については、音楽の授業だけではなく、学習発表会や参観日、運動会での

発表に向けて朝の会や終わりの会、音楽集会など様々な機会を活用して成果をあげている。

「体を動かす活動を取り入れること。」についても、各部会の実践の中にまず口ずさみ→手拍子→ステップを踏む→演奏、という進行之が多く、体を動かす指導が意識されている。

今回の改訂の特徴は「表現」の中の「音楽づくり」の指導についてその取り扱いを細かく記されている点にある。ア、イ、ウの3項目に渡って指示されているが、音楽づくり部会の実践はすべてこの流れに沿い更に発展させた指導内容となっている。

以上のように、大阪市立小学校音楽科においては新学習指導要領の改訂部分も網羅した充実した実践を行っていることがわかった。

4. 今後の課題

これまで見てきた平成24年度「教育支援事業」「グループ提案型研究」の中の音楽部会の研究発表における各部会がまとめた「今後の課題」は次のとおりである。

歌唱部会の今後の課題

- ア 低・中・高学年の発達段階に合ったやわらかく響く声づくりや曲想表現の指導のポイントなど、各校の実態を交流し合い、より具体的な指導法の研究を進める。
- イ 子どもの歌う意欲や伝えたい思いを喚起できるような魅力的な楽曲を選択し、教材研究をさらに深める。

器楽部会の今後の課題

- ア 発達段階に応じて、拍・拍子・リズムなど音楽的要素を効果的に指導する手立てや教材の工夫。
- イ 楽器の基礎的な奏法を身につけ、美しい音色や響きを感じ取り、表現に生かすことができるようにする指導法の工夫。

音楽づくり部会の今後の課題

- ア 音楽づくりに取り組んだ後の交流の場の充実を図る。
- イ 音楽づくりのいろいろな楽しみ方をさら

に追及する。

ウ 音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気づき、様々な発想をもてるような指導を工夫する。

エ 各学年における「共通事項」の内容を再確認し、歌唱・器楽・音楽づくり・鑑賞の様々な音楽活動を関連させながら学年の目標の実現をめざしていくようにする。

鑑賞部会の今後の課題

ア 音楽的な要素や曲想の感受、それらの関わりへの理解を深める指導法の研究をさらに進めていく。

イ わが国の伝統音楽やアジア・世界の音楽を素材にした学習の深化を図る。

共通事項に関しては、発達段階に応じた効果的な指導を行うための教材の工夫の重要性があげられている。今回の改訂の特徴の一つは「[共通事項]が新たに示された。音楽の諸要素を聴き取ることや学習すべき用語や記号が具体的に示された」²ことである。すべての音楽活動の中で無理なく、しかも的確に指導することが要求されている。そして小学校6年間を終える時には漏れなくこの共通事項が身に付いていなければならない。このことは理論上は可能であるが現実的には非常に難しいことだと察される。教師間の連携、学年間の連携、学校間の連携・交流を継続することが今後の課題である。

また「我が国の伝統的な音楽を重視する方向がいつそう強まった。」³ことも改訂の特徴の一つだと言われているが、今回の実践の中でも文化箏や和太鼓、また尺八の生演奏の鑑賞など様々な取り組みがされていたが、より深化を図ることを課題としている。

音楽科の目標の「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、豊かな情操を養う。」という部分について、様々な実践が展開されてきたが、内容・質ともに深めていくことが課題とされている。

5. おわりに

昭和22年の第1次の学習指導要領を作成した諸井三郎はその当時「音楽の指導がカリキュラムにしたがって進められると、自然に技術を主体とする音楽教育が生まれてくる。カリキュラムに組めない精神内容や音楽的センスの発展を保障できるのは、音楽教師の心であり、人であり、それから生まれる指導の態度である。もし教師が音楽のよろこびを子どもたちに知らせることに成功すれば、技術の正確さと同時に、高さをも、要求することができるであろう。」⁴と述べている。

学校に音楽科教育が定着するに従って客観的に評価することが安易な技術・知識偏重な内容へと傾倒していった。それにより、学校外の音楽は好きであるが音楽の授業は嫌い、という生徒を増やすことになった。その反省から、子どもたちが好む楽しめる教材を取り入れるようになり、反対に基礎知識を習得することは二の次になっていった。その結果、楽譜が満足に読めない世代が増えていった。その間、現場教師の努力によって「音楽を愛好する心情」や「豊かな情操」は間違いなく育っていた。そして今、基礎に根差した音楽的感性・情操を育てるために、共通事項として技術・知識の習得も要求されている。真に音楽のよろこびを子どもたちに知らせることに成功すれば、音楽技術の正確さ、高さは自ずと習得させることができるとするならば、教師の役割は非常に重要である。また、その教員養成校の責任も非常に重いことを自覚しなければならない。

謝辞

本研究を行うにあたって快くご協力くださいました大阪市立大淀小学校校長 内海和夫先生、大阪市立歌島小学校 新井寿栄先生、また大阪市小学校教育研究会第28回総合研究発表会 音楽部研究に携わられたすべての先生方に厚く御礼申し上げます。

引用文献

- 1 奥田昌代：ピアノ伴奏技能向上を目指す指導上の試み-伴奏付け指導の効果についての量的分析-, 全国大学音楽教育学会研究紀要, 第20号, p. 29 (2009)
- 2 吉田孝:『日本音楽科教育学会第39回大会プログラム』, 日本音楽科教育学会編, p. 108
- 3 吉田孝:『日本音楽科教育学会第39回大会プログラム』, 日本音楽科教育学会編, p. 108
- 4 木村信之:『昭和戦後音楽教育史』, 音楽之友社, p. 228 (1993)

参考文献

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 音楽編」(2008)
- 2) 日本教材システム編集部『小学校学習指導要領新旧比較対照表 第2版』, 教育出版株式会社, (2009)
- 3) 初等科音楽教育研究会編『初等科音楽教育法[改訂版]』, 音楽之友社, (2012)
- 4) 山本文茂:『これからの音楽教育を考える展望と指針』, 音楽之友社, (2006)
- 5) 澤崎眞彦他:『新音楽の授業づくり』, 教育芸術社, (2010)
- 6) 有本真紀、阪井恵、山下薫子編:『小学校音楽科教育法』, 教育芸術社, (2012)
- 7) 畠澤郎: 学校音楽の課題と展望, 鹿児島大学教育学部研究紀要. 教育科学編, (2008)
- 8) 小野貴史、酒井美千代、志村泉、藤森沙絵子: 小学校音楽科教育における創作カリキュラムの構築, 信州大学教育学部紀要, (2008)
- 9) 水島愛: 音楽科教育における読譜指導についての研究-小学校学習指導要領の変遷を中心に-, 九州ルーテル学院紀要 (40), (2010)

(受理 平成 25 年 4 月 30 日)